【用語の定義】

資金収支計算書：学校法人の当該年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応する、すべての収入と支出の内容を明らかにし、また、現金預金の１年間（4 月 1 日～3 月 31 日）の動きを表すものです。

消費収支計算書：学校法人の１年間（4 月 1 日～3 月 31 日）の収支状況を表す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により賄われているかを表します。

貸借対照表：年度末（3 月末）における学校法人の資産、負債の内容、純資産（資産－負債）の額を明らかにします。また、基本金（維持すべき金額）に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

財産目録：貸借対照表の付属明細書的な位置づけのもので、学校法人の当該年度末（3 月末）における資産と負債を表記しています。

帰属収入：当該年度の収入のうち、学校法人の負債とならない収入のことで、借入金、前受金、預り金、競争的資金による補助金（科学研究費補助金・厚生労働省科学研究費補助金等）等は含まれません。

基本金組入額：当該年度に基本金として積み立てるために、相当額を帰属収入から控除した額のことです。基本金の概念に照らし、消費支出に充当できる消費収入と区別するために、帰属収入から控除しています。

消費収入：消費支出に充当することができる収入で、帰属収入から基本金組入額を差し引いた額のことです。

消費支出：教職員の人件費、教育研究経費、管理経費、借入金等利息など当該年度に消費した額のことで、退職給与引当金繰入額や減価償却額も含まれています。

教育研究経費：教育・研究に直接関係する経費のことです。

管理経費：役員の業務執行、総務・財務・施設・教職員の福利厚生といった管理運営のために必要な経費のことです。

【学校法人会計基準の概略及び財務情報の公開】

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。財務状況については、「財産目録」「貸借対照表」「資金収支計算書」「消費収支計算書」の財務諸表によって、また、当該年度に行った活動の概要については、「事業報告書」によってそれぞれ知ることができます。

【学校法人会計基準と基本金】

「学校法人会計基準」とは、いわゆる企業会計とは異なる会計制度です。2 つの会計制度の最大の違いは、学校法人には、企業でいうところの「資本金」がなく、資本金とは性質の異なる「基本金」という概念があることです。「基本金」とは、学校の恒常的な運営を維持するために必要な資産や基金のことで、いずれも計画的に積み立てていくことが要求されています。

基本金には 4 つの種類があり、それぞれを分かりやすくまとめると、次のようになります。

第 1 号基本金：校地（土地）・校舎（建物）・機器備品・図書といった、学校法人における教育に必要とされる固定資産の取得価額合計

第 2 号基本金：将来の固定資産取得のために先行して積み立てておくべき金銭などの価額

第 3 号基本金：教育・研究遂行のために必要な研究費や、学生・生徒等に対する奨学金の原資などのために設けられた基金の積立額

第 4 号基本金：恒常的に保持すべき資金として文部科学大臣に定められた額（学校法人の運営に必要な 1 か月分の運転資金相当額）

【学校法人会計基準と企業会計の財務諸表の違い】

学校法人会計基準は、いわゆる企業会計とは異なりますが、学校法人会計における「消費収支計算書」「資金収支計算書」は、それぞれ企業会計の「損益計算書（P／L)」「キャッシュフロー計算書（C／S)」　に近いものといえます。